

土浦市霞ヶ浦総合公園
指定管理業務年度協定（案）

土浦市長（以下「甲」という。）と指定管理者〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日に、土浦市霞ヶ浦総合公園（以下「霞ヶ浦総合公園」という。）における霞ヶ浦総合公園整備・運営事業に関して締結した霞ヶ浦総合公園指定管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和〇年度（以下「本年度」という。）の土浦市霞ヶ浦総合公園指定管理業務年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。なお、年度協定において使用される用語は、年度協定において別途定義される場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本協定において使用される意味を有するものとする。

（年度協定の目的）

第1条 この年度協定は、本年度における指定管理業務対象施設の指定管理業務（以下「本業務」という。）の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この年度協定の協定期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 甲及び乙は、本年度の業務内容は、基本協定、実施協定、公募設置等指針等、公募設置等計画等、仕様書等、年度事業計画書等に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料）

第4条 甲が乙に対して支払う本年度の指定管理料は、金〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の指定管理料は4期に分割し、乙が指定する金融機関の口座へ振込むことによって支払うものとする。

（利用料金の精算）

第5条 甲は、利用料金について収入見込み額と収入実績額について差額が生じた場合、余剰金については、原則として乙に対して、返還を求めない。また、不足額については原則として乙に対し、補填を行わない。ただし、真にやむを得ない事由による場合はこの限りでない。

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めがない事項については、基本協定によるものとする。基本協定に定めのない事項については、甲及び乙協議の上、これを定めるものとする。

（以下本頁余白）

年度協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和〇年 4 月 1 日

甲	所在地	土浦市大和町 9 番 1 号
	名 称	土浦市長 安藤 真理子

乙	所在地	〇〇〇
	名 称	〇〇〇
	代表者	〇〇〇